

# 介護予防・日常生活支援総合事業 の概要

令和6年4月  
敦賀市役所 長寿健康課

# 1. 総合事業の概要

## (1) 総合事業の趣旨

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、  
住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、  
地域の支え合い体制づくりを推進し、  
要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指す

**平成29年1月～**

**要支援者の訪問介護・通所介護を、市町村が取組む新しい総合事業に移行**

## (2) 予防給付と総合事業 (H29～)

### 介護保険制度

【H28以前】

【H29.1月～】

介護給付 (要介護 1～5)

介護給付 (要介護 1～5)

介護予防給付 (要支援 1～2)  
 訪問看護、福祉用具等  
 訪問介護、通所介護

現行同様  
 事業移行

介護予防給付 (要支援 1～2)

介護予防事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援 1～2、それ以外の者)  
 ○介護予防・生活支援サービス事業  
 ・訪問型サービス ・通所型サービス  
 ・生活支援サービス  
 ・介護予防支援事業 (ケアマネジメント)  
 ○一般介護予防事業

地域支援事業

包括的支援事業  
 ○地域包括支援センターの運営

包括的支援事業  
 ○地域包括支援センターの運営  
 ○在宅医療・介護連携の推進  
 ○認知症施策の推進  
 ○生活支援サービスの体制整備

地域支援事業

任意事業

任意事業

# (3) 総合事業の構成

## 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)

### 介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・ 要支援認定を受けた者 (要支援者)
- ・ 基本チェックリスト該当者 (介護予防・生活支援サービス対象者)

### 一般介護予防事業

- ・ 第1号被保険者の全ての者
- ・ その支援のための活動に関わる者

### 訪問型サービス (第1号訪問事業)

- ・ 現行の訪問介護相当
- ・ 多様なサービス

- ① 訪問介護
- ② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
- ③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)
- ④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
- ⑤ 訪問型サービスD (移動支援)

### 通所型サービス (第1号通所事業)

- ・ 現行の通所介護相当
- ・ 多様なサービス

- ① 通所介護
- ② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
- ③ 通所型サービスB (住民主体による支援)
- ④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)

### その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

- ① 栄養改善の目的とした配食
- ② 住民ボランティア等が行う見守り
- ③ 訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に質する生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

### 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

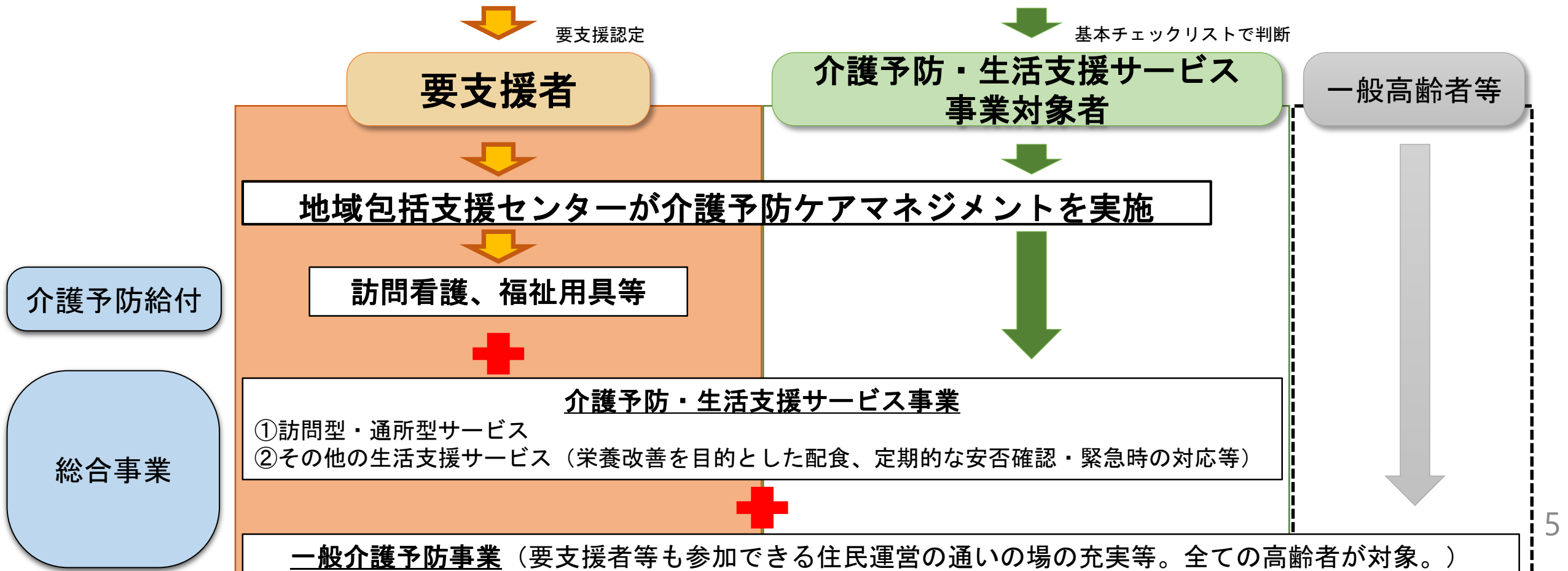
- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 一般介護予防事業評価事業
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

**○** : H29.1~総合事業移行当初から実施するサービス

## (4) 総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護**以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）**は、引き続き**予防給付**によるサービス提供を継続。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略し「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、基本チェックリストで判定することによって、迅速なサービス利用が可能に。

### 従来の要支援者



# 5. サービス利用の手続き

